

岡山医療生活協同組合総合病院岡山協立病院

指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条

岡山医療生活協同組合総合病院岡山協立病院が開設する指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、要介護または要支援状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーション事業の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションまたは指定介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士は、要支援者、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活や生活の質の確保を重視した在宅生活を送れるよう、居宅において理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指し、それを支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

- 1 名称 総合病院 岡山協立病院 訪問リハビリテーション事業所
- 2 所在地 岡山市中区赤坂本町 8-10 総合病院岡山協立病院 リハビリテーション室内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者（常勤1名）
管理者は、事業の運営や経営や事故、緊急時の対応などを主に行う。
- 2 医師（常勤1名）
医師は、訪問リハビリテーション計画を理学療法士、作業療法士と協力して作成する

とともに、医学的な管理指導などを行う。

3 理学療法士 2名以上

理学療法士は、(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたる。

4 作業療法士 2名以上

作業療法士は、(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたる。

5 言語聴覚士 1名以上

言語聴覚士(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、指定訪問リハビリテーションまたは介護予防訪問リハビリテーションの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条

事業の営業及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(利用料等)

第6条

- 1 指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 上記1に掲げるものの他に、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることがある。尚、以下に掲げるもの以外の利用料は一切徴収しない
 - ・ 自助具等の材料費
- 3 上記2の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で行うこととする。

(通常の事業の実施地域)

第7条

通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

- 1 岡山市の中区の一部(百間川より西)
- 2 北区の一部(奉還町1丁目、JR吉備線より南、国道180号バイパス(岡山西バイパス)より東)

- 3 南区の一部（県道 214 号線(州崎米倉線)より北、福成・三浜町・並木町・福吉町）
- 4 東区の一部（JR 赤穂線より南で吉井川より西）

（事故発生時の対応）

第 8 条

- 1 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行なう。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

（虐待防止のための措置）

第 9 条

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。
 - （1）虐待の防止に関する責任者の選定（重要事項説明書に記載）
 - （2）従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための委員会を設ける。委員会の役割としては下記とする
 - ①虐待防止のための刺針を整備
 - ②委員会の開催（東中央病院を含めた定期開催は 4 月とし、虐待が疑われる事例報告があった場合には随時開催する）
 - ③虐待事例の報告があれば、情報の収集および一括管理を行なう。
 - ④委員会を適切に実施するための代表者を選定する。
 - （3）その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中及び利用者の居宅において、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（成年後見制度の活用支援）

第 10 条

- 1 事業所は、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

（苦情解決体制の整備）

第 11 条

- 1 事業者は、訪問リハビリテーション等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は訪問リハビリテーション等の提供に関し、法第 23 条の規定により市長村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市長村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市長村が行う調査に協力するとともに、市長村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業者は、提供した訪問リハビリテーション等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第 12 条

- 1 事業所の従事者は、指定訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(個人情報保護)

第 13 条

- 1 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

(ハラスメント対策)

第 14 条

事業所は、事業所の定める「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関する規定」に従い、ハラスメントの防止に努める

(感染対策)

第 15 条

事業所は、事業所の定める感染対策の指針およびマニュアルに基づき感染対策を実施する。従業員は、事業所の定めに従い、年 2 回の感染対策に関する研修会に参加する

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条

- 1 事業所は、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の質的向上を図るための研修の機

会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は岡山医療生活協同組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、訪問リハビリテーション等の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附則

この規定は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日一部改定施行する。

この規定は、平成27年4月1日一部改定施行する。

この規定は、平成28年7月7日一部改定施行する。

この規定は、平成30年4月1日一部改定施行する。

この規定は、令和6年4月1日より改訂実施する。